

電子公告

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、遠鉄観光開発株式会社は、2024年3月31日（日）で利用終了しました「浜名湖パルパルのりものカード」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

未使用残高のある「浜名湖パルパルのりものカード」をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<払戻しを行う前払式支払手段の種類>

浜名湖パルパルのりものカード



<払戻しの申出期間>

2024年4月1日（月）～2024年6月30日（日）

受付時間：浜名湖パルパル 営業時間内

※休園日がございます。休園日は受付できませんのでご了承ください。

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

受付場所：浜名湖パルパル券売窓口まで

<申出及び払戻しの方法>

遠鉄観光開発株式会社 浜名湖パルパルに未使用残高のある「浜名湖パルパルのりものカード」を持参してください。残額を確認のうえ現金による払戻し、または「のりものカード」の残高に応じて「のりもの5回券」による払戻しをいたします。

<お問い合わせ先>

遠鉄観光開発株式会社 浜名湖パルパル事務所

〒431-1209 静岡県浜松市中央区舘山寺町 1891

TEL 053-487-2121 <http://pal2.co.jp/>

受付時間：浜名湖パルパル 営業時間内